

第4章 関係法令の整理

第1節 廃棄物処理・リサイクルに関する法律体系

廃棄物の処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法などが挙げられる。それぞれの法律の関係は、図4-1-1に示すようになっている。これをみると、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みをもとに、一般的な仕組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定められるとともに、個別分野ごとに法律が整備されている。



図4-1-1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係

第2節 関連計画の状況

1. 国の定める計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとし、「第四次循環型社会形成推進計画」を策定している。

この計画は、平成30年6月に閣議決定されたものであり、当該計画で定められている目標について表4-2-1、図4-2-1に示す。

表4-2-1 第四次循環型社会形成推進計画における基準年度と目標値の比較

項目	基準年度 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量	918g/人・日	850g/人・日(平成30年度比で7%削減)

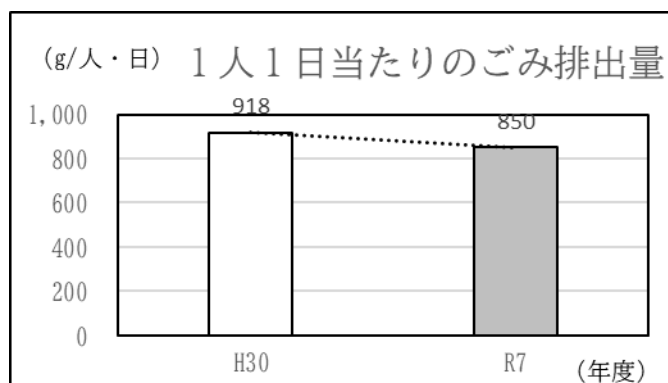


図4-2-1 第四次循環型社会形成推進計画における基準年度と目標値の比較

2. 県の定める計画

宮城県では、平成28年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」（以下、「県計画」という。）を策定し、その中で県内廃棄物の発生状況の整理、課題の把握、基本方針や将来目標値の設定などを行っている。県計画の概要や目標値は図4-2-2、図4-2-3に示す。

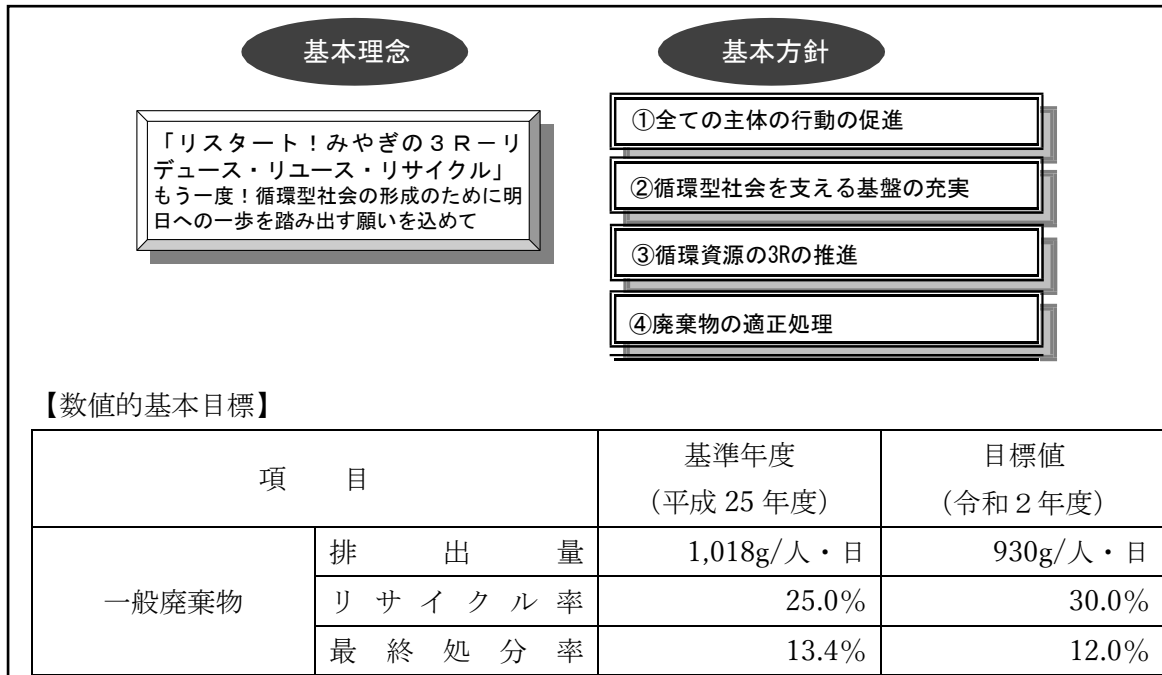


図4-2-2 県計画の概要

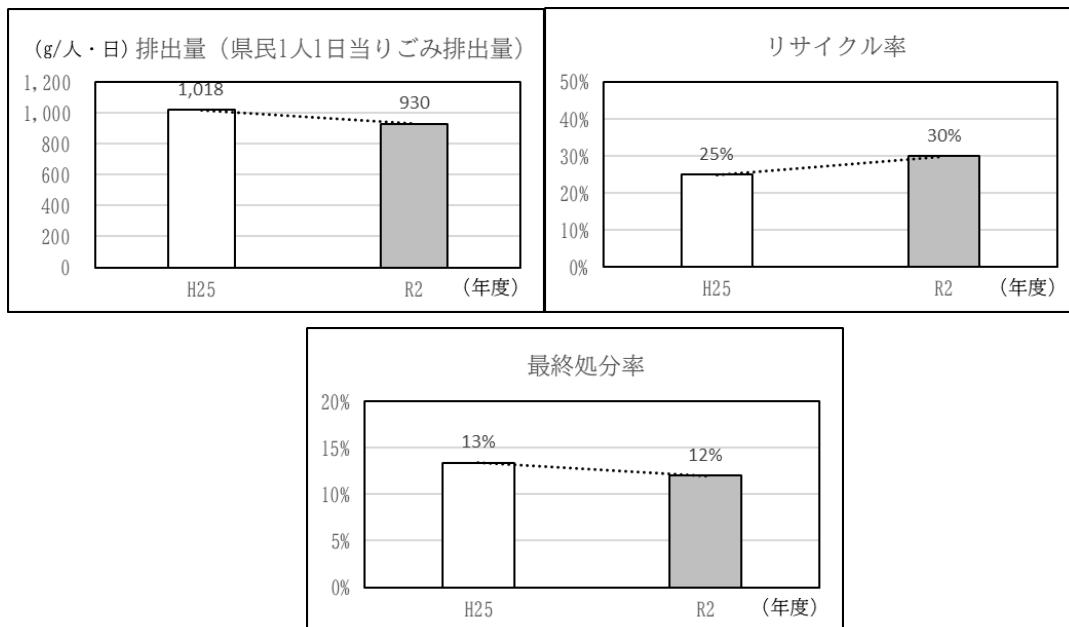


図4-2-3 県計画における基準年度と目標値の比較

3. 宮城県ごみ処理広域計画

宮城県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定、以下「広域化計画」という。）による宮城県内のブロック割を図4-2-4に示す。

本市は東松島市と女川町の2市1町で石巻ブロックに属しており、平成14年度に石巻広域が石巻広域クリーンセンターを建設、2市1町分の可燃ごみの広域処理を行い、中間処理の広域化が完了する形となっている。今後も県の広域化計画に基づき、関係自治体等とごみ処理広域化について検討・協議を進めていく。



図4-2-4 宮城県広域化計画ブロック図

4. ごみ処理基本計画策定指針

ごみ処理基本計画を策定する際に記載すべき内容としてごみ処理基本計画策定指針が平成5年に策定され、平成20年に大幅な改訂がされている。その後、平成26年、平成28年に関連する最新の指針や目標値、災害関連の記載について、若干の変更が行われている。

変更点の新旧比較表は、環境省のホームページに公開されている。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/guideline_ovn.pdf